

意匠法等の一部を改正する法律の概要

改正の必要性

- デザイン(意匠)の創作やブランド(商標)の確立、革新的な発明(特許)によって我が国産業の国際競争力を強化するため、国際的な制度調和の観点も踏まえ、産業財産権の保護の強化、権利取得の容易化が必要。【権利保護の強化】
- 模倣品被害の国際的拡がりが見られる中で、模倣品の流通・輸出入を防止するための措置の強化が必要。【模倣品対策の強化】

改正の内容(産業財産権四法:意匠法・商標法・特許法・実用新案法、不正競争防止法)

デザインの保護の強化(意匠法)

権利期間の延長

意匠権の存続期間を延長する。
(登録から15年→20年)

ロングライフ製品の例

オートバイ



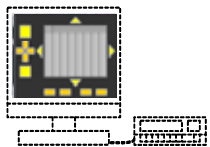
飲料容器



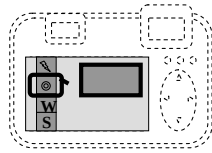
画面デザインの保護の拡充

情報家電等の操作画面のデザインの保護対象を拡大する。(初期画面以外の画面や別の表示機器に表示される画面)

新たに保護される画面デザインの例



ビデオ録画再生機の
操作画面



デジタルカメラの
設定画面

意匠の類似の範囲の明確化

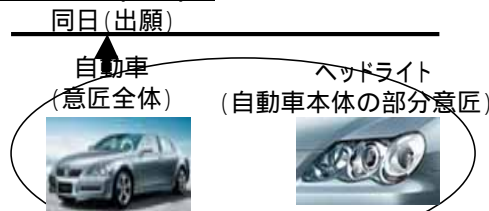
意匠の類似判断は需要者(消費者、取引業者)の視覚による美感に基づいて行うことを明確化する。

関連意匠・部分意匠の保護の拡充

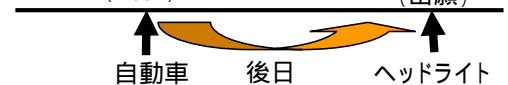
デザインのバリエーション(関連意匠)や部品・部分のデザイン(部分意匠)の出願期限を延長する。

(出願と同日のみ→公報発行まで可能に)

<部分意匠の例(現行)>



<改正後>



秘密意匠の保護の拡充

秘密意匠(3年を限度に登録意匠を公開しない制度)の請求可能時期の追加を行う。
(出願と同日のみ→登録料納付時可能に)

出願の容易化

公知となった自らの意匠によって、出願した意匠が新規でないといふための証明書類の提出期限を延長する。
(出願から14日以内→30日以内)

ブランドの保護の強化(商標法)

小売業等の商標の保護の拡充

- 小売業者等が使用する商標について、事業者の利便性向上や国際的制度調和のため、役務商標として保護する制度を導入する。
- 制度の導入に当たり、所要の経過措置・調整規定を設ける。
 - ・施行後3ヶ月間になされた出願は同日になされたものとみなす
 - ・営業実績のある者を優先する、等

現行法

商品についての使用

- 商品又は商品の包装等に付す行為

商品自体



商品の包装



改正後

役務についての使用
(顧客への便益の提供)

- 役務の提供に当たって利用されるもの等に付す行為

役務の提供の実態に即した
商標保護が可能となる



団体商標の主体の追加

団体商標の主体を見直し、広く社団(法人格を有しないもの及び会社を除く)も主体となることを可能とする。

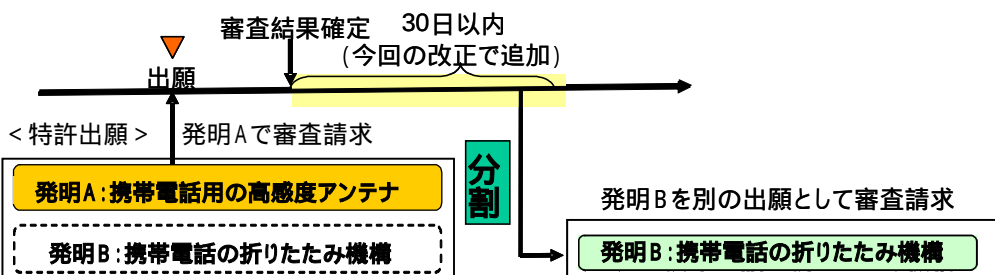
従来の社団法人のほか、業界団体、同好会等の中間法人、商工会議所、商工会、NPO等の構成員を有する法人

意匠法等の一部を改正する法律の概要

発明の保護の強化(特許法)

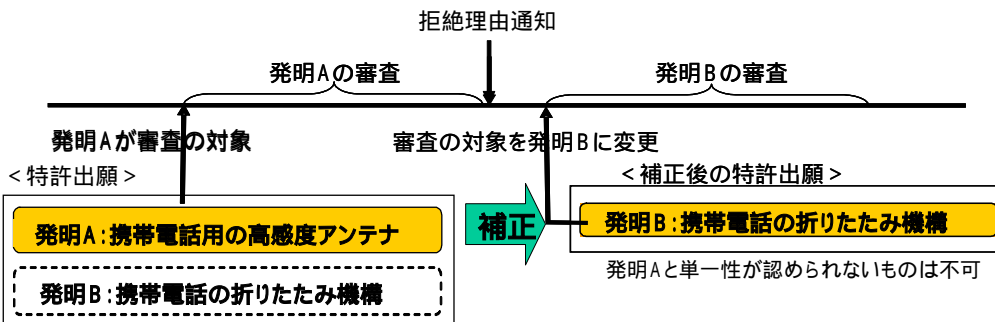
分割制度の拡充

- ・出願の内容に複数の発明が含まれる場合に、それぞれの発明について特許を取得するため、審査を求めた発明以外の発明を切り離して、もとの出願日を出願日として、新たな出願をすること(分割)ができる期間を追加する。
(審査終了まで→審査終了後30日以内までを追加)
- ・同時に、もとの出願が拒絶された理由が解消されていない分割出願について、補正を制限する措置を講ずる。



補正制度の見直し

- ・権利化する範囲等を完全なものとするために出願内容を修正すること(補正)が認められているが、審査を求めた出願人が、特許として認められない旨の通知(拒絶理由通知)を受けた後は、審査の対象を技術的特徴の異なる別発明に変更することを制限する。



日本語翻訳文の提出期限の延長

- 最初に外国語で日本に出願した場合に、追って提出すべき日本語翻訳文の提出期限を延長する。(2ヶ月以内→1年2ヶ月以内)

模倣品対策の強化

権利侵害行為への「輸出」の追加 (産業財産権四法)

模倣品の国際的な流通を防止するため、侵害行為に模倣品の輸出を追加する。

別途、税関での取締まりの対象に模倣品の輸出を加えること等を内容とする関税法等の改正法が今通常国会で成立・公布済(3月31日)。

(参考)知的財産推進計画2005(抜粋)

- 模倣品等の流通態様に応じた取締りを強化する
 - ・模倣品・海賊版が侵害品発生国・地域から第三国で積み替えて輸出を行うなどの新たな手口が発生している現状を踏まえ、税関が輸出・通過貨物についても水際で機動的に取締りを実施できるよう、2005年度から、模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の議論と並行して制度面から幅広く検討し、必要に応じ法改正等制度改善を行い、税関での取締りを強化する。

権利侵害行為への「譲渡目的所持」の追加 (意匠法、特許法、実用新案法)

模倣品を効果的に取り締まるため、譲渡等を目的として模倣品を所持する行為を侵害行為に追加する。(商標法では措置済み)

刑事罰の強化(産業財産権四法、不正競争防止法)

種類	量刑(懲役・罰金)の上限	併科	法人重課(罰金)の上限
産業財産権法			
特許法	10年・1千万円(5年・5百万円)	○(×)	3億円(1.5億円)
実用新案法	5年・5百万円(3年・3百万円)	○(×)	3億円(1億円)
意匠法	10年・1千万円(3年・3百万円)	○(×)	3億円(1億円)
商標法	10年・1千万円(5年・5百万円)	○(×)	3億円(1.5億円)
不正競争防止法			
営業秘密侵害	10年・1千万円(5年・5百万円)	○	3億円(1.5億円)
商品形態模倣行為	5年・5百万円(3年・3百万円)	○	3億円(1億円)

カッコ内が現行法。カッコ外が改正後。

- このほか、産業財産権のみなし侵害罪(侵害の予備的行為等)について、懲役刑の上限を5年、罰金刑の上限を500万円に揃える。
- 秘密保持命令違反罪について、法人への罰金刑(法人重課)の上限を3億円とする。(産業財産権四法、不正競争防止法)